平成２４年（フ）第７号
宮崎市中西町21番地２
破産者　鎌田　訟子
１　決定年月日　平成24年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９号
宮崎市吉村町曽師前甲3157番地　昭和ハイツ401号
破産者　杉尾　経治
１　決定年月日　平成24年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０号
宮崎市吉村町曽師前甲3157番地　昭和ハイツ401号
破産者　杉尾　安子
１　決定年月日　平成24年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７５号
宮崎県日向市南町86番地５
破産者　樋口　正裕
１　決定年月日　平成24年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３２０号
茨城県常陸太田市岩手町877番地の２
破産者　關根　幸男
１　決定年月日　平成24年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７１号
静岡県富士市中里1263番地の３、開始決定時の住所静岡県富士市中柏原新田215番地の１
破産者　中西　　昭
１　決定年月日　平成24年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第７３号
福岡県鞍手郡鞍手町大字古門976番地１
破産者　吉田　晴美
１　決定年月日　平成24年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１５号
大分市大字下郡890番地の２　公文ハウス101、開始決定時の住所大分市大字田尻689番地の17　セゾンふじが丘302
破産者　木場はるみ
１　決定年月日　平成24年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２１１８号
札幌市東区北15条東６丁目４番19号
破産者　田辺　恭子
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８０号
福島県いわき市小名浜字上町52番地、前住所福島県いわき市小名浜岡小名字馬上前３番地の10
破産者　馬上　康典
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第４７号
群馬県館林市近藤町819番地、申立時の住所群馬県館林市日向町1653番地の２
破産者　大津　　清
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４８号
群馬県館林市近藤町819番地、申立時の住所群馬県館林市日向町1653番地の２
破産者　大津　セイ
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１３０号
静岡県富士宮市粟倉979番地の１
破産者　大塚　　優
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４９６号
埼玉県さいたま市見沼区大字風渡野457番地31、申立時住所静岡県磐田市上野部1210番地
破産者　鈴木由多賀
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７７８号
静岡県磐田市掛塚773番地
破産者　伊藤　廣美
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９７８号
堺市北区新金岡町１丁２番５―310号、開始決定時の住所堺市北区東雲東町１丁９番24号
破産者　柳寿司こと　中須賀伸郎
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１９４号
大阪府富田林市喜志町４丁目６番35号―101
破産者　杉本　謙司
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係